

(国民投票の方法等に関する周知等)

簿は、当該国民投票に限り、その効力を有する。

(登録)

第十九条 総務大臣、中央選挙管理委員会、都道府県の選挙管理委員会及び市町村の選挙管理委員会は、国民投票に際し、国民投票の方法に規定する規制その他の国民投票の手続に關し必要と認める事項を投票人に周知させなければならない。

第二十一条 投票人名簿には、投票人の氏名、住所、性別及び生年月日等の記載(前条第二項の規定により磁気ディスクをもつて調製する投票人名簿にあっては、記録)をしなければならない。

第二十三条 市町村の選挙管理委員会は、中央選挙管理委員会が定めるところにより、当該市町村の投票人名簿に登録される資格を有する者を投票人名簿に登録しなければならない。

第二十二条 中央選挙管理委員会は、国民投票の結果を国民に対しても速やかに知らせるよう努めなければならない。

第二十四条 市町村の選挙管理委員会は、投票人名簿を調製したときは、中央選挙管理委員会が定める期間、市役所、市町村役場又は当該市町村の選挙管理委員会が指定した場所において、前条の規定により投票人名簿に登録した者の氏名、住所及び生年月日を記載した書面を縦覧に供さなければならぬ。

(縦覧)

第二十五条 第二十九条の規定によつて投票権を有しない者を除く。で、次のいずれかに該当するものについて行う。

第二十六条 市町村の選挙管理委員会は、縦覧開始の日前三日までに縦覧の場所を告示しなければならない。

第三節 投票人名簿

(投票人名簿)

第二十条 市町村の選挙管理委員会は、国民投票が行われる場合においては、投票人名簿を調製しなければならない。

第二十二条 投票人名簿の登録は、国民投票の期日現在で年齢満十八歳以上上の日本国民(第四条の規定により投票権を有しない者を除く。)で、次のいずれかに該当するものについて行う。

第二十七条 第二十九条の規定によつて投票権を有しない者は、投票人名簿の登録に關する異議の申出について準用する。

第二十一条 投票人名簿の抄本(前項の規定により磁気ディスクをもつて投票人名簿を調製する物を含む。以下同じ。)をもつて調製することができる。

第二十八条 登録基準日の翌日から十四日以内に当該市町村の住民基本台帳に記録された者であつて、登録基準日においていざれの市町村の住民基本台帳にも記録されないもの(登録基準日後当該住民基本台帳に記録された日までの間に他の市町村の住民基本台帳に記録されたことのある者及び当該住民基本台帳においていざれかの市町村の住民基本台帳に記録されたことのある者を除く。)

第二十九条 公職選挙法第二百四十四条第一項の規定は、前項において準用する公職選挙法第二十四条第一項の異議の申出について準用する。

第二十条 投票人名簿の調製については、行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律(平成十四年法律第二百五十一号)第六条の規定は適用しない。

第二十一条 第一項の規定により調製された投票人名簿に登録される情報の技術の利用に関する法律(平成十四年法律第二百五十一号)第六条の規定は適用しない。

2 することができる。
前の占有者の占有を併せて主張する場合には、その瑕疵をも承継する。

第一節 占有権の効力

(占有物について行使する権利の適法の推定)
第一百八十八条规定 占有者が占有物について行使する権利は、適法に有するものと推定する。(善意の占有者による果実の取扱等)

第一百八十九条 善意の占有者は、占有物から生ずる果実を取得する。

2 善意の占有者が本権の訴えにおいて敗訴したときは、その訴えの提起の時から悪意の占有者になつた。

第一百九十条 惡意の占有者は、果実を返還する（惡意の占有者による果実の返還等）

し、かつ、既に消費し、過失によつて損傷し、又は收取を怠つた果実の代価を償還す

2 る義務を負う。前項の規定は、暴行若しくは強迫又は隠匿によつて占有をしてゐる者について準用する。

（占有者による損害賠償）

べき事由によつて滅失し、又は損傷したときは、その回復者に対し、恶意の占有者は、の賃借の金利の若質主、義理等を負ひ、

その損害の全部の賠償をする義務を負ひ
善意の占有者はその滅失又は損傷によつて
現に利益を受けてゐる限度において賠償を

第一百九十二条 取引行為によつて、平穏に、
かかつ、公然と動産の占有を始めた者は、善
意であり、かつ、過失がないときは、即時
占有者は、善意であるときであつても、
全部の賠償をしなければならない。
(即時取得)

(盗品又は遺失物の回復)に、その動産について行使する権利を取得する。

第一百九十三条 前条の場合において、占有物が盜品又は遺失物であるときは、被害者又は遺失者は、盜難又は遺失の時から二年間、占有者に対してその物の回復を請求することができる。

第一百九十四条 占有者が、盜品又は遺失物を、競売若しくは公の市場において、又はその物と同種の物を販売する商人から、善意で買い受けたときは、被害者又は遺失者は、占有者が支払った代価を弁償しなければ、その物を回復することができない。

第一百九十五条 家畜以外の動物で、他人が飼育していたものを占有する者は、その占有を開始の時に善意であり、かつ、その動物が飼主の占有を離れた時から一箇月以内に飼主から回復の請求を受けなかったときは、その動物について行使する権利を取得する。

(占有者による費用の償還請求)

第一百九十六条 占有者が占有物を返還する場合には、その物の保存のために支出した金額その他の必要費を回復者から償還させることが得たとき、占有者が果実を取得したときとされる。占有者による費用の償還請求

占有者が占有物の改良のために支出した金額その他の有益費については、その価格の増加が現存する場合に限り、回復者の選択に従い、その支出した金額又は、増価額を償還せざることはできる。ただし、悪意の請求により、その償還について相当の期限を許与することができる。

(占有の訴え)

にその動産について行使する権利を取得する。(盜品又は遺失物の回復)

第一百九十四条 占有者が、盗品又は遺失物間、占有者に対するその物の回復を請求することができる。

を、競売若しくは公の市場において、又はその物と同種の物を販売する商人から、善意で買ひ受けたときは、被害者又は貴夫者

意で、買い受けたときの被災者に追分をばらす。占有者が支払った代価を弁償しなければ、その物を回復することができない。

第一百九十五条 家畜以外の動物で他人が飼育していきるもの占有する者は、その占有の権利を有する者に對する権利を有する。

開始の時に善意でありかつ、その動物が飼主の占有を離れた時から一箇月以内に飼主から回復の請求を受けなかつたときは、

その動物について行使する権利を取得する。

第一百九十六条 占有者が占有物を返還する場合には、その物の保存のために支出した金額その他の必要費を回復者から償還せらる。

ことができる。ただし、占有者が果実を取得したときは、通常の必要費は、占有者の負担に帰する。

2 占有者が占有物の改良のために支出した金額その他の有益費については、その価格の増加が現存する場合に限り、回復者の異

抵辯から、その支出に付した金額又は増額の額を返還させることができる。ただし、悪意の占有者に対するは、裁判所は回復者の請求により、その償還について相当の期限を許与することができる。

第一百九十七条 占有者は、次条から第二百二十三条までの規定に従い、占有の訴えを提起することができる。他人のために占有をする者も、同様とする。

(占有保持の訴え)

第一百九十八条 占有者がその占有を妨害されたときは、占有保持の訴えにより、その妨害の停止及び損害の賠償を請求することができる。

(占有回収の訴え)

第一百九十九条 占有者がその占有を奪われたときは、占有回収の訴えにより、その物の返還及び損害の賠償を請求することができる。

2 占有回収の訴えは、占有を侵奪した者の特定承継人に對して提起することができない。ただし、その承継人が侵奪の事實を知つたときは、この限りでない。

(占有的の訴えの提起期間)

第二百一条 占有保持の訴えは、妨害の存する間又はその消滅した後一年以内に提起しなければならない。ただし、工事により占有物に損害を生じた場合において、その工事に着手した時から一年を経過し、又はその工事が完成したときは、これを提起することができない。

2 占有保全の訴えは、妨害の危険の存する間は提起することができます。この場合においては、工事により占有物に損害を生ずるおそれがあるときは、前項ただし書の規定を準用する。

3 占有回収の訴えは、占有を奪われた時から一年以内に提起しなければならない。(本権の訴えとの関係)

第二百二条 占有の訴えは本権の訴えを妨げず、また、本権の訴えは占有の訴えを妨げない。

2 占有の訴えについては、本権に関する理由に基づいて裁判をすることができない。

第三節 占有権の消滅

(占有権の消滅事由)

第二百三条 占有権は、占有者が占有の意思を放棄し、又は占有物の所持を失うことによつて消滅する。ただし、占有者が占有回収の訴えを提起したときは、この限りでない。

(代理占有権の消滅事由)

第二百四条 代理人によつて占有をする場合には、占有権は、次に掲げる事由によつて消滅する。

2 本人が代理人に占有をさせる意思を放棄したこと。代理人が本人に対して以後自己又は第三者のために占有物を所持する意思を表示したこと。代理人が占有物の所持を失つたこと。占有権は、代理権の消滅のみによつては、消滅しない。

第四節 準占有

第一百五条 この章の規定は、自己のためにする意思をもつて財産権の行使をする場合について準用する。

第三章 所有権

第一節 所有権の限界

第一款 所有権の内容及び範囲

(所有権の内容)

第一百六条 所有者は、法令の制限内において

て、自由にその所有物の使用、収益及び処分をする権利を有する。

(土地の所有権の範囲)

第二百七条 土地の所有権は、法令の制限内において、その土地の上下に及ぶ。

第二款 相隣関係

(隣地の使用請求)

第二百九条 土地の所有者は、境界又はその付近において障壁又は建物を築造し又は修繕するため必要な範囲内で、隣地の使用を請求することができる。ただし、隣人の承諾がなければ、その住家に立ち入ることはできない。

2 前項の場合において、隣人が損害を受けたときは、その賃金を請求することができるとする。

第二百十条 (公道に至るための他の土地の通行権)

第二百十一条 土地の所有者は、公道に至るために土地を閑んでいる他の土地を通行することができる。

2 池沼、河川、水路若しくは海を通らなければ公道に至ることができないとき、又は崖があるとて、土地と公道とに著しい高低差があるときも、前項と同様とはする。

第二百十二条 第二百十条の規定による通行権を有する者のために必要であり、かつ、他の土地のために損害が最も少ないものを選ばなければならない。

2 前項の規定による通行権を有する者は、必要があるときは、通路を開設することができる。

第二百十二条 第二百十条の規定による通行権を有する者は、その通行する他の土地の損害に対する賃金を支払わなければならぬ。

い。ただし、通路の開設のために生じた損害に対するものとを除き、一年ごとにその賃金を支払うことができる。

第二百十三条 分割によって公道に通じない土地が生じたときは、その土地の所有者は、公道に至るため、他の分割者の所有地のみを通行することができる。この場合にのみを通行することができる。

(土地の所有者)

第二百十四条 土地の所有者は、隣地から水が自然に流れ来るのを妨げてはならない。

2 前項の場合について準用する。

第二百十五条 水流が天災その他避けることができない事変により低地において閉塞されたり、高地の所有者は、自己の費用をすることができる。

第二百十六条 他の土地に貯水、排水又は引水のために設けられた工作物の修繕等

第二百十七条 前二条の場合において、費用の負担について別段の慣習があるときは、かかる。

(費用の負担)

第二百十八条 前二条の場合において、費用の負担について別段の慣習があるときは、その慣習に従う。

第二百十九条 (雨水を隣地に注ぐ工作物の設置の禁止)

設けてはならない。

(水流の変更)

第二百十九条 溝、堀その他の水流地の所有者は、対岸の土地が他人の所有に属するときは、その水路又は幅員を変更してはならない。

2 両岸の土地が水流地の所有者に属するとときは、その所有者は、水路及び幅員を変更することができる。ただし、水流が隣地と交わる地点において、自然の水路に戻さなければならぬ。

3 前二項の規定と異なる慣習があるときは、その慣習に従う。(排水のための低地の通水)

第二百十条 高地の所有者は、その高地が浸水した場合にこれを乾かすため、又は自家用若しくは農工業用の余水を排出するため、公の水流又は下水道に至るまで、低地に水を通過させることができる。この場合に水を通過させるためには損害が最も少ない場所及び方法を選ばなければならない。(通水用工作物の使用)

第二百二十二条 土地の所有者は、その所有地の水を通過させるため、高地又は低地の所有者が設けた工作物を使用することがで

(境界標の設置)

第二百二十三条 土地の所有者は、隣地の所有者と共に費用で、境界標を設けること

ができる。(境界標の設置及び保存の費用)

第二百二十四条 境界標の設置及び保存の費用は、その土地の広狭に応じて分担する。

第二百一十五条 二棟の建物がその所有者を異にし、かつ、その間に空地があるときは、各所有者は、他の所有者と共同の費用で、その境界に障壁を設けることができる。

2 当事者間に協議が調わないときは、前項の障壁は、板塀又は竹垣その他これらに類する材料のものであつて、かつ、高さ二メートルのものでなければならぬ。(障壁の設置及び保存の費用)

第二百一十六条 前条の障壁の設置及び保存の費用は、相隣者が等しい割合で負担する。(相隣者の一人による障壁の設置)

第二百一十七条 相隣者の一人は、第二百二十二条に規定する材料よりも良好なものを用い、又は同項に規定する高さを増し越えるときは、その竹木の所有者に、その枝を切除させることができ。2 隣地の竹木の根が境界線を超えるときは、その根を切り取ることができる。

第二百三十三条 隣地の竹木の枝が境界線を超えるときは、その竹木の所有者に、その枝を切除させることができ。

第二百三十四条 建物を建築するには、境界線から五十センチメートル以上の距離を保つたなればならない。

2 前項の規定は、隣地の所有者があるときは、隣地の所有者は、その根を切り取ることができる。(境界線付近の建築の制限)

第二百一十八条 前三条の規定と異なる慣習があるときは、その慣習に従う。(境界標等の共有の推定)

その所有に属するときは、前項の堰を使用することができる。前条第二項の規定は、前項の場合について準用する。

第二百一十九条 境界線上に設けた境界標、障壁、塀、溝及び堀は、相隣者の共有に属するものと推定する。

第二百三十一条 一棟の建物の一部を構成する境界線上の障壁については、前条の規定は、適用しない。

2 高さの異なる二棟の隣接する建物を隔てる障壁の高さが、低い建物の高さを超えるときは、その障壁のうち低い建物を超える部分についても、前項と同様とする。ただし、防火障壁については、この限りでない。

第二百三十二条 前条の場合において、隣人(共有の障壁の高さを増す工事)の規定により障壁の高さを増したとき、その高さを増した部分は、その工事の費用で必要な工作をえ、又はその障壁を改築しなければならない。

2 前項の規定により障壁の高さを増したときは、その高さを増した部分は、その工事をした者の単独の所有に属する。

第二百三十三条 前条の場合において、隣人が損害を受けたときは、その賃金を請求することができる。

2 (竹木の枝の切除及び根の切取り) 越えるときは、その竹木の所有者に、その枝を切除させることができ。

第二百三十四条 建物を建築するには、境界線から五十センチメートル以上の距離を保つたなればならない。

2 前項の規定は、隣地の所有者があるときは、隣地の所有者は、その根を切り取ることができる。

第二百三十五条 建築を中止させ、又は変更させることができ。ただし、建築に着手した時から一年

(堰の設置及び使用)

第二百二十二条 水流地の所有者は、堰を設ける必要がある場合には、対岸の土地が他人の所有に属するときであつても、その堰を対岸に付着させて設けることができる。ただし、これによつて生じた損害に対し賠償金を支払わなければならぬ。

2 対岸の土地の所有者は、水流地の一部が

水流の変更) 第二百二十二条 水流地の所有者は、堰を設ける必要がある場合には、対岸の土地が他人の所有に属するときであつても、その堰を対岸に付着させて設けることができる。ただし、これによつて生じた損害に対し賠償金を支払わなければならぬ。

2 対岸の土地の所有者は、水流地の一部が

水流の変更) 第二百二十二条 水流地の所有者は、堰を設ける必要がある場合には、対岸の土地が他人の所有に属するときであつても、その堰を対岸に付着させて設けることができる。ただし、これによつて生じた損害に対し賠償金を支払わなければならぬ。

2 対岸の土地の所有者は、水流地の一部が